



発行 新潟県

第89号

令和3年11月16日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 1233 救急病院等の指定(地域医療政策課)
- 1234 保安林の指定(治山課)
- 1235 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1236 土地改良区役員の退任届(農地計画課)
- 1237 換地処分(農地整備課)
- 1238 換地処分(農地整備課)

## 公 告

特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

## 病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

## 人事委員会規則

6-1868 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正(人事委員会事務局総務課)

## 労働委員会告示

- 4 新潟県労働委員会あっせん員候補者(労働委員会事務局総務課)

## 告 示

## ◎新潟県告示第1233号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

令和3年11月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 見附市立病院
- 2 所 在 地 見附市学校町2丁目13番50号
- 3 有効期間 令和3年10月7日から  
令和6年10月6日まで

## ◎新潟県告示第1234号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年11月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林の所在場所  
新潟県上越市三和区横山新田字大平6、8の2から8の10まで、9、10、11の1から11の5まで、14の5、14の6、15の4から15の6まで、17の1、18、19、三和区水吉字南中尾160の子
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第1235号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、新潟市及び燕市の一部を受益地域とする県営打越地区区画整理・農業用排水施設整備(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月16日

新潟県知事 花角 英世

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

令和3年11月17日から令和3年12月15日まで

## 3 縦覧に供する場所

新潟市西蒲区役所及び燕市役所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第1236号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、五泉市の十全土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和3年11月16日

新潟県新潟地域振興局長

## 1 退任

理事 五泉市別所599番地 樽井 正晴

退任年月日 令和3年10月29日

## ◎新潟県告示第1237号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、新発田市を地域とする県営区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業五十公野地区に係る換地処分をした。

令和3年11月16日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第1238号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、柏崎市を地域とする県営区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業高田中部地区に係る換地処分をした。

令和3年11月16日

新潟県知事 花角 英世

公 告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年11月16日

新潟県知事 花角 英世

1 落札件名及び数量

- (1) CAD/CAMシステム及び専用パーソナルコンピュータ(十日町総合高等学校用) 一式  
(2) CAD/CAMシステム及び専用パーソナルコンピュータ(小千谷西高等学校用) 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

令和3年9月24日

4 落札者の氏名及び住所

上記1(1)及び(2)について  
東日本電信電話株式会社新潟支店  
新潟県新潟市中央区東堀通七番町1017番地1

5 落札価格

- (1) 上記1(1)について  
24,629,000円  
(2) 上記1(2)について  
32,516,000円

6 契約決定方式

一般競争入札

7 落札方式

最低価格

8 入札公告日

令和3年8月27日

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、陽圧式人工呼吸器について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年11月16日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

陽圧式人工呼吸器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年3月31日(木)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院 ME室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線115

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和3年11月17日(水)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和3年11月18日(木)午前10時30分

新潟県立十日町病院 1階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、超音波手術装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年11月16日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波手術装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年3月18日(金)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和3年11月24日(水)午後5時15分

4 入開札の日時及び場所

令和3年11月26日(金)午前10時00分

新潟県立中央病院講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

---

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電動リモートコントロールベッドの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年11月16日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

電動リモートコントロールベッド 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年3月18日（金）

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192  
新潟県上越市新南町205番地  
新潟県立中央病院経営課経営係  
電話番号 025-522-7711 内線2329

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和3年11月24日(水)午後5時15分

## 4 入開札の日時及び場所

令和3年11月26日(金)午前10時30分  
新潟県立中央病院講堂1

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 暴力団等の排除

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

- (8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (10) その他

詳細は入札説明書による。

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年11月16日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1868号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前																								
<p><b>様式第3（表面）</b></p> <p style="text-align: center;">退職票</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">① 年 月 日交付【文書番号： 〃】</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑰ 上記の記載事項を確認する。(退職した職員の氏名)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>⑲ 所属課（所）長の氏名</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p><b>様式第3（裏面）</b></p> <p style="text-align: center;">退職した職員の注意事項</p> <p>1 記載上の注意</p> <p>⑰ 欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載すること。</p> <p>なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに所属課（所）長に申し出て訂正を受けること。</p> <p><u>記載は正しくすること。偽りその他不正の行為によつて基本手当に相当する退職手当等の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後基本手当に相当する退職手当等を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">所属課（所）長の記載心得</p> <p>1 職員が退職したとき、その職員が失業者の退職手当を受ける資格を有する場合には、所属課（所）長はこの退職票に所定の事項を記載し、正副2通作成し、うち1通を退職した職員に交付し、1通（写）を保管しておくこと。</p> <p>2 記載上の注意</p>	① 年 月 日交付【文書番号： 〃】	(略)	(略)		⑰ 上記の記載事項を確認する。(退職した職員の氏名)		(略)		⑲ 所属課（所）長の氏名	(略)	(略)		<p><b>様式第3（表面）</b></p> <p style="text-align: center;">退職票</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">① 年 月 日交付</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑰ 上記の記載事項を確認する。(退職した職員の氏名)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>⑲ 所属課（所）長の氏名及び印</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p><b>様式第3（裏面）</b></p> <p style="text-align: center;">退職した職員の注意事項</p> <p>1 記載上の注意</p> <p>⑰ 欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載して印を押すこと。</p> <p>なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに所属課（所）長に申し出て訂正を受けること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">所属課（所）長の記載心得</p> <p>1 職員が退職したとき、その職員が失業者の退職手当を受ける資格を有する場合には、所属課（所）長はこの退職票に所定の事項を記載し、正副2通作成し、うち1通に印を押した上退職した職員に交付し、1通（写）を保管しておくこと。</p> <p>2 記載上の注意</p>	① 年 月 日交付	(略)	(略)		⑰ 上記の記載事項を確認する。(退職した職員の氏名)		(略)		⑲ 所属課（所）長の氏名及び印	(略)	(略)	
① 年 月 日交付【文書番号： 〃】	(略)																								
(略)																									
⑰ 上記の記載事項を確認する。(退職した職員の氏名)																									
(略)																									
⑲ 所属課（所）長の氏名	(略)																								
(略)																									
① 年 月 日交付	(略)																								
(略)																									
⑰ 上記の記載事項を確認する。(退職した職員の氏名)																									
(略)																									
⑲ 所属課（所）長の氏名及び印	(略)																								
(略)																									



- ①欄には、この退職票を職員に交付した日及び文書番号を記載すること。
- ②欄には、退職した職員が所属していた任命権者の機関の名称を朱書すること。
- ③欄には、退職した職員に給与が支払われた会計名を朱書すること。
- ④欄には、退職した職員の氏名を記載すること。
- ⑤欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。
- ⑥欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。
- ⑦欄には、退職した職員の退職前引き続いて県職員等として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。
- ⑧欄には、退職した職員の退職した年月日を記載すること。
- ⑨欄には、退職した職員の給与形態に応じて (A) 欄又は (B) 欄の該当箇所に○印を付けること。
- ⑩欄には、退職した職員の⑦欄から⑧欄までの退職手当の計算の基礎となった勤続期間及び職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定によつて通算される期間の合計期間を記載すること。
- ⑪欄には、退職した職員を雇用保険法の被保険者とみなした場合において、同法第37条の2第1項に該当する者は (B) 欄に、同法第38条第1項に該当する者は (C) 欄に、その他の者については (A) 欄に○印を付けること。
- ⑫欄には、退職した職員の退職の月前の最後の6月間に支払われた給与の総額を記載し、職員の基本となる給与が月給によつて定められている場合には、(A) 欄に給与の種類別に6月間の総額を記載し、職員の基本となる給与が日給によつて定められている場合には、(B) 欄にその各月の労働日数及び給与額を記載すること。
- ⑬欄には、退職した職員の賃金日額及び算定の方式を記載すること。
- ⑭欄には、退職した職員の退職時に支払った一般の退職手当等の額を記載すること。なお、説明欄には、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合にはその旨を記載すること。
- ⑮欄には、退職した職員の退職時の給料月額（給料が日額で定められている者にあつては、日額）を記載すること。
- ⑯欄には、退職の主たる事由を一つ選択し、所属課（所）長記載欄の□に○印を記入のうえ、具体的事情記載欄（所属課（所）長用）に具体的事情を記入すること。
- ⑰欄には、この退職票を交付する所属課（所）の所在地、電話及び名称を記載すること。
- ⑱欄には、所属課（所）長の氏名を記載すること。

- ①欄には、この退職票を職員に交付した日を記載すること。
- ②欄には、退職した職員が所属していた任命権者の機関の名称を朱書すること。
- ③欄には、退職した職員に給与が支払われた会計名を朱書すること。
- ④欄には、退職した職員の氏名を記載すること。
- ⑤欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。
- ⑥欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。
- ⑦欄には、退職した職員の退職前引き続いて県職員等として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。
- ⑧欄には、退職した職員の退職した年月日を記載すること。
- ⑨欄には、退職した職員の給与形態に応じて (A) 欄又は (B) 欄の該当箇所に○印を付けること。
- ⑩欄には、退職した職員の⑦欄から⑧欄までの退職手当の計算の基礎となった勤続期間及び職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定によつて通算される期間の合計期間を記載すること。
- ⑪欄には、退職した職員を雇用保険法の被保険者とみなした場合において、同法第37条の2第1項に該当する者は (B) 欄に、同法第38条第1項に該当する者は (C) 欄に、その他の者については (A) 欄に○印を付けること。
- ⑫欄には、退職した職員の退職の月前の最後の6月間に支払われた給与の総額を記載し、職員の基本となる給与が月給によつて定められている場合には、(A) 欄に給与の種類別に6月間の総額を記載し、職員の基本となる給与が日給によつて定められている場合には、(B) 欄にその各月の労働日数及び給与額を記載すること。
- ⑬欄には、退職した職員の賃金日額及び算定の方式を記載すること。
- ⑭欄には、退職した職員の退職時に支払った一般の退職手当等の額を記載すること。なお、説明欄には、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合にはその旨を記載すること。
- ⑮欄には、退職した職員の退職時の給料月額（給料が日額で定められている者にあつては、日額）を記載すること。
- ⑯欄には、退職の主たる事由を一つ選択し、所属課（所）長記載欄の□に○印を記入のうえ、具体的事情記載欄（所属課（所）長用）に具体的事情を記入すること。
- ⑰欄には、この退職票を交付する所属課（所）の所在地、電話及び名称を記載すること。
- ⑱欄には、所属課（所）長の氏名を記載し、その印

⑩欄には、通算される期間（⑩欄に同じ。）、基本手当の日額、所定給付日数及び待期日数その他必要な事項を記載すること。  
 ※印の欄には記載しないこと。

様式第4（表面）

在職票

① 年 月 日交付【文書番号：\_\_\_\_\_】

(略)
(退職した職員の氏名)
⑨ 上記の事項を確認する。
(略)
⑪ 所属課（所）長の氏名

様式第4（裏面）

退職した職員の注意事項

1 記載事項に相違ないと認めるときは⑨欄に氏名を記載すること。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに所属課（所）長に申し出て訂正を受けること。

2・3 (略)

所属課（所）長の記載心得

1 職員が基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金に相当する退職手当の受給資格を得られずに退職した場合には、所属課（所）長はこの証に所定の事項を記載し、正副2通作成し、うち1通を退職した職員に交付し、1通（写）を保管しておくこと。

2 記載上の注意

- ①欄には、この証を職員に交付した年月日及び文書番号を記載すること。
- ②欄には、退職した職員の氏名を記載すること。
- ③欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。
- ④欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。
- ⑤欄には、退職した職員の退職前引き続いて県職員等として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。
- ⑥欄には、退職した職員の退職した年月日を記載すること。
- ⑦欄には、退職した職員の⑤欄から⑥欄までの期間及び職員の退職手当に関する条例第2条第2項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者については、同項に規定する勤続した日の引き続いた期間を記載すること。
- ⑧欄には、退職した職員の退職時の身分又は雇用区分を記載すること。
- ⑩欄には、この証を交付する所属課（所）の所在地、

を押すこと。

⑩欄には、通算される期間（⑩欄に同じ。）、基本手当の日額、所定給付日数及び待期日数その他必要な事項を記載すること。  
 ※印の欄には記載しないこと。

様式第4（表面）

在職票

① 年 月 日交付

(略)
(退職した職員の氏名)
⑨ 上記の事項を確認する。 <span style="float: right;">㊞</span>
(略)
⑪ 所属課（所）長の氏名 <span style="float: right;">㊞</span>

様式第4（裏面）

退職した職員の注意事項

1 記載事項に相違ないと認めるときは⑨欄に氏名を記載して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに所属課（所）長に申し出て訂正を受けること。

2・3 (略)

所属課（所）長の記載心得

1 職員が基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金に相当する退職手当の受給資格を得られずに退職した場合には、所属課（所）長はこの証に所定の事項を記載し、正副2通作成し、うち1通に印を押した上退職した職員に交付し、1通（写）を保管しておくこと。

2 記載上の注意

- ①欄には、この証を職員に交付した年月日を記載すること。
- ②欄には、退職した職員の氏名を記載すること。
- ③欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。
- ④欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。
- ⑤欄には、退職した職員の退職前引き続いて県職員等として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。
- ⑥欄には、退職した職員の退職した年月日を記載すること。
- ⑦欄には、退職した職員の⑤欄から⑥欄までの期間及び職員の退職手当に関する条例第2条第2項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者については、同項に規定する勤続した日の引き続いた期間を記載すること。
- ⑧欄には、退職した職員の退職時の身分又は雇用区分を記載すること。
- ⑩欄には、この証を交付する所属課（所）の所在地、

電話及び名称を記載すること。

①欄には、所属課（所）長の氏名を記載すること。

様式第5

(略)	
交付者	任命権者名

(第1面)  
(処理状況)

(略)	取扱者の確認
(略)	

(第2面及び第3面)

(略)

様式第5の2（表面）

氏名  
受給資格者 変更届  
住所

(略)
職員の退職手当に関する条例施行規則第9条第3項の規定により上記のとおり届けます。
年 月 日
(高年齢・特例) 受給資格者氏名 _____
任命権者 様
支給番号 ( )
電話番号 ( )
(略)

様式第5の2（裏面）

注意事項

1・2 (略)

3 (略)

4 (略)

様式第6

受給期間延長申請書

(略)
職員の退職手当に関する条例施行規則第11条第1項の規定により上記のとおり申請します。
年 月 日
任命権者 様
申請者氏名
(略)

(略)

電話及び名称を記載すること。

①欄には、所属課（所）長の氏名を記載し、その印を押すこと。

様式第5

(略)		
交付者	任命権者名	印

(第1面)  
(処理状況)

(略)	取扱者印
(略)	

(第2面及び第3面)

(略)

様式第5の2（表面）

氏名  
受給資格者 変更届  
住所

(略)
職員の退職手当に関する条例施行規則第9条第3項の規定により上記のとおり届けます。
年 月 日
(高年齢・特例) 受給資格者氏名 _____ 印
任命権者 様
支給番号 ( )
電話番号 ( )
(略)

様式第5の2（裏面）

注意事項

1・2 (略)

3 3・4欄の下の「(高年齢・特例) 受給資格者氏名」欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

4 (略)

5 (略)

様式第6

受給期間延長申請書

(略)
職員の退職手当に関する条例施行規則第11条第1項の規定により上記のとおり申請します。
年 月 日
任命権者 様
申請者氏名
(略)

(略)

様式第7

受給期間延長通知書

(略)
職員の退職手当に関する条例施行規則第11条第4項の規定により上記のとおり受給期間を延長する。 年 月 日 任命権者名

(略)

様式第8

退職手当支給願

(略)
基本手当 上記のとおり高年齢求職者給付金に相当する退職 特例一時金 手当の支給を請求します。  年 月 日  旧勤務課(所)  住 所 氏 名  任命権者 様
(略)

様式第9(表面)

(略)	
② 公共職業訓練等に関する事項	(略) この欄の記載事実には誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職 氏名)
③ 寄宿に関する事項	(略)
職員の退職手当に関する条例施行規則第15条第1項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 受給資格者氏名 任命権者様	
(略)	

様式第7

受給期間延長通知書

(略)
職員の退職手当に関する条例施行規則第11条第4項の規定により上記のとおり受給期間を延長する。 年 月 日 任命権者名 <span style="float: right;">㊞</span>

(略)

様式第8

退職手当支給願

(略)
基本手当 上記のとおり高年齢求職者給付金に相当する退職 特例一時金 手当の支給を請求します。  年 月 日  旧勤務課(所)  住 所 氏 名 <span style="float: right;">㊞</span>  任命権者 様
(略)

様式第9(表面)

(略)	
② 公共職業訓練等に関する事項	(略) この欄の記載事実には誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職 氏名) <span style="float: right;">㊞</span>
③ 寄宿に関する事項	(略)
④ 公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名	
職員の退職手当に関する条例施行規則第15条第1項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 受給資格者氏名 <span style="float: right;">㊞</span> 任命権者様	
(略)	

様式第10

公共職業訓練等通所届

(略)
上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名)
職員の退職手当に関する条例施行規則第15条第1項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 任命権者様 受給資格証番号 ( ) 受給資格者 住所 氏 名
(略)
(略)

様式第11 (表面)

公共職業訓練等受講証明書

受給資格証番号	
氏 名	

(略)
上記の事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名)
(略)
任命権者 様 受講者氏名 _____

様式第11 (裏面)

注意事項

1～7 (略)

8 (略)

様式第12 (表面)

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

(略)	
(略)	
診療担当者の証明	⑦上記のとおり証明する。 年 月 日 電話番号 診療機関の所在地及び名称 診療担当者氏名 (署名又は記名押印)
(略)	

様式第10

公共職業訓練等通所届

(略)
上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) ㊞
職員の退職手当に関する条例施行規則第15条第1項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 任命権者様 受給資格証番号 ( ) 受給資格者 住所 氏 名 ㊞
(略)
(略)

様式第11 (表面)

公共職業訓練等受講証明書

受給資格証番号	
氏 名	㊞

(略)
上記の事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) ㊞
(略)
任命権者 様 受講者氏名 _____ ㊞

様式第11 (裏面)

注意事項

1～7 (略)

8 ㊞欄の下の受講者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

9 (略)

様式第12 (表面)

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

(略)	
(略)	
診療担当者の証明	⑦上記のとおり証明する。 年 月 日 電話番号 診療機関の所在地及び名称 診療担当者氏名 ㊞
(略)	

職員の退職手当に関する条例施行規則第17条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

申請者氏名  
任命権者 様

(略)

様式第12 (裏面)

注意事項

1～4 (略)

5 (略)

様式第12の2 (表面)

(略)		
管轄公共職業 安定所	所在地 名 称	
(略)		
交 付 者	任命権者名	
(略)		取扱者 の確認
(略)		

様式第13

(略)		
管轄公共職業安 定所	所在地 名 称	
(略)		
交 付 者	任命権者名	
(略)		取扱者 の確認
(略)		

(第1面)

(略)

様式第13の2 (表面)

就業手当に相当する退職手当支給申請書

(略)

(略)

職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

申請者氏名  
任命権者 様

(略)

様式第13の3 (表面)

職員の退職手当に関する条例施行規則第17条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

申請者氏名  
任命権者 様

㊞

(略)

様式第12 (裏面)

注意事項

1～4 (略)

5 ㊞欄の下の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

6 (略)

様式第12の2 (表面)

(略)		
管轄公共職業 安定所	所在地 名 称	
(略)		
交 付 者	任命権者名	
(略)		取扱者 印
(略)		

様式第13

(略)		
管轄公共職業安 定所	所在地 名 称	
(略)		
交 付 者	任命権者名	
(略)		取扱者 印
(略)		

(第1面)

(略)

様式第13の2 (表面)

就業手当に相当する退職手当支給申請書

(略)

(略)

職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

申請者氏名  
任命権者 様

㊞

(略)

様式第13の3 (表面)

再就職手当に相当する退職手当支給申請書  
(略)

(略)

職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日  
申請者氏名

任命権者 様

(略)

様式第13の4 (表面)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書  
(略)

9. 職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日  
申請者氏名

任命権者 様

(略)

様式第13の4 (裏面)

注意事項  
1～4 (略)

5 事業主の記載事項について

(1) 5欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6か月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。

(2) 6欄は、事業主が求人申し込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。

(3) 7欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。

(4) 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。

再就職手当に相当する退職手当支給申請書  
(略)

(略)

職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日  
申請者氏名 ㊟

任命権者 様

(略)

様式第13の4 (表面)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書  
(略)

9. 職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日  
申請者氏名 ㊟

任命権者 様

(略)

様式第13の4 (裏面)

注意事項  
1～4 (略)

5 申請書の記載について

(1) 申請者の記載事項  
9欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

(2) 事業主の記載事項  
ア 5欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6か月に至った時点におけ

6・7 (略)

様式第14 (表面)

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書  
(略)

事業主の証明	(略)		
	⑧ 雇 用 期 間	ア 定めなし → 年 月 日まで イ 定めあり (年 か月) 契約更新条項 (ア 有 イ 無) <u>1年以上</u> 雇用する見込み (ア 有 イ 無)	
	(略)		

(略)
職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 任命権者 様
(略)

様式第14 (裏面)

注意事項

- 1・2 (略)
- 3 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「イ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年以上雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 4・5 (略)

様式第15 (表面)

移転費に相当する退職手当支給申請書

(略)
-----

る一週間の所定労働時間を記載すること。  
イ 6欄は、事業主が求人申し込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。  
ウ 7欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。  
エ 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。

6・7 (略)

様式第14 (表面)

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書  
(略)

事業主の証明	(略)		
	⑧ 雇 用 期 間	ア 定めなし → 年 月 日まで イ 定めあり (年 か月) 契約更新条項 (ア 有 イ 無) <u>1年を超えて</u> 雇用する見込み (ア 有 イ 無)	
	(略)		

(略)
職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 任命権者 様
(略)

様式第14 (裏面)

注意事項

- 1・2 (略)
- 3 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「イ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 4・5 (略)

様式第15 (表面)

移転費に相当する退職手当支給申請書

(略)
-----



(略)
職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者 様 申請者氏名

(略)
職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者 様 申請者氏名 <span style="float: right;">㊟</span>

**様式第16**

求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書

(略)
職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により、上記のとおり求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 任命権者 様
(略)

**様式第16**

求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書

(略)
職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により、上記のとおり求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 <span style="float: right;">㊟</span> 任命権者 様
(略)

(略)

(略)

**様式第16の2（表面）**

求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書

(略)
職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により、上記のとおり求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 任命権者 様
(略)

**様式第16の2（表面）**

求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書

(略)
職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により、上記のとおり求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 <span style="float: right;">㊟</span> 任命権者 様
(略)

**様式第16の3（表面）**

求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書

(略)
職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により、上記のとおり求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 任命権者 様
(略)

**様式第16の3（表面）**

求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書

(略)
職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により、上記のとおり求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 <span style="float: right;">㊟</span> 任命権者 様
(略)

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用さ

れている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第4号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱した令和3年11月4日現在の新潟県労働委員会あっせん員候補者は、次のとおりである。

令和3年11月16日

新潟県労働委員会

会長 櫻井 英喜

氏名	現職	略歴
櫻井 英喜	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
櫻井 香子	新潟大学法学部 准教授	さいたま地方検察庁 検事
田中 恒彦	新潟大学教育学部 准教授	滋賀医科大学 特任助教
岩淵 浩	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
目黒 千早	—	新潟県農林水産部長
橋本 義明	全国交通運輸労働組合総連合 信越地方総支部 特別執行委員	全国交通運輸労働組合総連合 信越地方総支部 書記長
桑原 典子	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 副事務局長	全国繊維化学食品流通サービス一般労働 組合同盟 新潟県支部 参与
牧野 茂夫	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 会長	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 事務局長
片原 匡郁	JAM 新潟書記長	JAM 新潟副書記長
飛田 博之	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合 同盟 新潟県支部長	全国繊維化学食品流通サービス一般労働 組合同盟 福島県支部長
那須野 眞智子	旭ビル管理（株）代表取締役社長	同左
徳武 裕一	（一社）新潟県経営者協会 専務理事	（一社）新潟県経営者協会 事業推進部長
酒井 春男	—	ダイニチ工業（株）顧問
廣澤 藤幸	（株）福田組 監査室参与	（株）福田組 監査室長
小出 清	北陸ガス（株）取締役総務部長	北陸ガス（株）長岡支社長
須貝 幸子	新潟県労働委員会事務局長	新潟県県民生活・環境部副部長兼政策 監
小田 勝俊	新潟県労働委員会事務局総務課長	新潟県土木部監理課建設業室長